

三方山水源環境保全委員会規約

(目的)

第1条 平成20年3月25日の和解事項に基づき、長崎市松崎町1128番地17ないし21に設置している廃棄物最終処分場及び周辺の環境保全や良好な水道水源の維持を図るため、旧原告 渡辺貞臣、山口良市及び山口良裕（以下「甲」という。）、旧原告 戸田清、蒲原克衛（田原晃哲）及び山野光治（以下「乙」という。）、旧被告 長崎市（以下「丙」という。）、旧被告 長崎三共有機株式会社（以下「丁」という。）は、共同して三方山水源環境保全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 水質モニタリング観測結果の内容
- (2) 生活環境保全上の観点からの汚染防止対策（本件処分場内の作業の全部又は一部の一時停止及び再開などを含む。）等
- (3) その他必要な事項

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、長崎市に置く。

(組織)

第4条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 甲及び乙のそれぞれを代表する者
- (2) 甲及び乙のそれぞれが推薦する専門的知識を有する者
- (3) 丁を代表する者
- (4) 丙及び丁のそれぞれが推薦する専門的知識を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の5人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、長崎市の職員をもって充てる。

(経費)

第 10 条 委員会に要する経費は、甲、乙、丙及び丁が協議して負担する。

(監査)

第 11 条 委員会に監事を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 監事は、委員会の出納の監査を行い、その結果を委員長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 12 条 委員会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第 13 条 委員会は、第 4 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に掲げる委員に対し、報償及び費用弁償を支給するものとする。

2 前項に定める報償及び費用弁償の額並びにその支給方法については、委員長が別に定める。

3 第 1 項において、第 4 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に掲げる委員本人から委員長へ受け取りを辞退する申し出があった場合、この限りでない。

(委員会解散の場合の措置)

第 14 条 委員会が解散した場合においては、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、委員長であった者がこれを決算する。

(書面開催)

第 15 条 委員長が認めるときは、第 2 条の事項について、書面（電子メールによるものを含む。以下同じ。）により委員の賛否等を求め、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

2 委員長は、第 1 項に規定する議決を行った場合、その結果を書面にて速やかに報告するものとする。

3 第 1 項の規定により、書面にて賛否等を示した委員については、出席とみなし、第 7 条及び第 13 条の規定を適用する。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。